議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第 75 号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例案

趣旨・目的

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。また、地方自治法の一部改正により、令和6年度から、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるようになったことを受け、勤勉手当を支給するための改正を行おうとするものです。

概要

- 会計年度任用職員の期末手当の支給月数を 0.05 月引上げます。
 - ・年間支給月数 1.4 月⇒1.45 月[令和 5年 12月 1日から適用]
- 会計年度任用職員に、令和6年度から、新たに勤勉手当を支給します。
 - ・年間支給月数 1.45 月(期末手当)→2.35 月(期末手当及び勤勉手当)
 - ・フルタイム会計年度任用職員は、正規職員同様 4.5 月

「令和6年4月1日から適用」

○ 会計年度任用職員の報酬額は、一般職の職員の給与に関する条例に規定 する給料表によるものとしており、同条例の改正に伴い、正規職員同様 の引き上げとなります。[令和5年4月1日から適用]

(施行期日:公布の日)

背景・経過

会計年度任用職員の期末手当の支給月数については、再任用職員に準じ改正を行っております。改定時期については、これまでは翌年度としてきましたが、今年度から、期末手当、報酬ともに、正規職員に合わせ、遡及適用といたします。

また、勤勉手当について、国では支給対象である全ての非常勤職員に対して支給されることとなったため、地方自治体の会計年度任用職員についても令和6年度から勤勉手当を支給できるよう、地方自治法が改正されました。